

【表紙】

| | |
|-----------------------|---|
| 【発行登録番号】 | 26 - 関東31 |
| 【提出書類】 | 発行登録書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成26年 3 月26日 |
| 【会社名】 | 株式会社大京 |
| 【英訳名】 | DAIKYO INCORPORATED |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表執行役社長 山 口 陽 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目24番13号 |
| 【電話番号】 | 03(3475)1111(大代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員グループ財務部長 丑 澤 正 樹 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目24番13号 |
| 【電話番号】 | 03(3475)1111(大代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員グループ財務部長 丑 澤 正 樹 |
| 【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 | 社債 |
| 【発行予定期間】 | この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(平成26年 4 月 3 日)から 2 年を経過する日(平成28年 4 月 2 日)まで |
| 【発行予定額又は発行残高の上限】 | 発行予定額 30,000百万円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社大京名古屋支店 (愛知県名古屋市中区錦二丁目 9 番29号) 株式会社大京大阪支店 (大阪府大阪市中央区西心斎橋二丁目 2 番 3 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) |

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」または「発行登録追補書類」に記載します。

1 【新規発行社債】

未定

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

未定

(2) 【手取金の使途】

設備投資資金、運転資金、借入金返済資金、社債償還資金、投融資資金及び事業資金に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第89期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)平成25年6月20日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第90期第1四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日) 平成25年8月9日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第90期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日) 平成25年11月8日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第90期第3四半期(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日) 平成26年2月12日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(平成26年3月26日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月25日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(平成26年3月26日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を平成25年8月7日に関東財務局長に提出

7 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(平成26年3月26日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成26年2月27日に関東財務局長に提出

8 【訂正報告書】

訂正報告書(上記1の有価証券報告書の訂正報告書)を平成25年7月3日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(訂正報告書により訂正された内容を含み、以下有価証券報告書等という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本発行登録書提出日(平成26年3月26日)までの間において生じた変更その他の事由は以下のとおりであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

「事業等のリスク」

(前略)

(3) その他の市場リスク(金融・株価・為替動向)

不動産開発事業の事業資金は、主に金融機関からの借入れにより調達しており、業績悪化による当社グループの信用力の低下、金融情勢の悪化により調達が困難になった場合や現行の金利水準が想定を上回って大幅に変動した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループは上場および非上場の株式を保有しております。全般的かつ大幅な株価下落が生じた場合には保有有価証券に評価損が発生し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

さらに、当社グループは台湾およびオーストラリアに現地法人を保有しており、為替レートにより円換算後の価値に影響を受ける可能性があります。

(中略)

(13) 優先株式

当社の発行した第1種優先株式(以下「優先株式」)については、取得請求権が付与されており、優先株主は優先株式の取得を当社に請求し、引換えに普通株式の取得を請求することが可能であります。

優先株式の取得を請求し得べき期間(以下「取得請求期間」)は、平成19年10月1日以降18年間となっており、将来、優先株式の取得請求に伴い普通株式が交付された場合、当社の発行済普通株式数が増加することとなり、その結果として当社の株価に影響を及ぼす可能性があります。

なお、本発行登録書提出日現在において、取得請求は受けておりません。

(14) オリックスグループとの関係

当社は、平成26年2月27日付でオリックス㈱の連結子会社に該当することとなりました。

また、当社は、平成17年1月31日付をもって、オリックス㈱と当社の第三者割当増資引受および当社の「事業再生計画」達成に対する協力を内容とする資本提携契約を締結しております。

本発行登録書提出日現在、当社グループとオリックス㈱またはその子会社もしくは関連会社(以下「オリックスグループ」)の関係は、次のとおりです。

資本関係

オリックス㈱は、当社の発行済株式総数の64.14%(うち普通株式62.97%、優先株式1.17%)にあたる547,490千株(うち普通株式537,490千株、優先株式10,000千株)を保有しております。また、総株主の議決権に対するオリックス㈱の所有議決権数の割合は64.1%(間接所有0.0%を含む。)となっております。

(後略)

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社大京本店

（東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目24番13号）

株式会社大京名古屋支店

（愛知県名古屋市中区錦二丁目9番29号）

株式会社大京大阪支店

（大阪府大阪市中央区西心斎橋二丁目2番3号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第三部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。